随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和４年度導入端末１Ｇ）

２　契約の相手方

Ｓｋｙ株式会社

３　随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後のLAN回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ１）長期借入」（契約相手方：東京センチュリー株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているＳｋｙ株式会社以外は行えないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号（G4）

５　担当部署

教育委員会事務局　　総務部　教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号06-6115-7922）

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和４年度導入端末２・５Ｇ）

２　契約の相手方

リコージャパン株式会社　販売事業本部　関西ＭＡ事業部

３　随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ２，５）長期借入」（契約相手方：リコーリース株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているリコージャパン株式会社以外は行えないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号（G4）

５　担当部署

教育委員会事務局　　総務部　教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和３年度～令和４年度導入端末）

２　契約の相手方

株式会社大塚商会　ＬＡ関西営業部

３　随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ３，４，６，７）長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社、FLCS 株式会社、株式会社 JECC）及び「校務支援システム用学校端末装置等一式　長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記３者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会 LA 関西営業部以外は行えないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号（G4）

５　担当部署

教育委員会事務局　　総務部　教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和５年度～令和７年度導入端末）

２　契約の相手方

株式会社日立システムズ

３　随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「大阪市教育情報ネットワーク　教育情報利用パソコン等一式（その２）長期借入」（契約相手方：ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社）及び「大阪市教育情報ネットワーク　教育情報利用パソコン一式　長期借入」（契約相手方：三菱ＨＣキャピタル株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社日立システムズ以外は行えないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号（G4）

５　担当部署

教育委員会事務局　　総務部　教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

１　案件名称

キッズプラザ大阪エレベーター機械室（11号・12号用及び111号用）空調設備更新整備作業業務委託

２　契約の相手方

朝日建物管理株式会社

３　随意契約理由

キッズプラザ大阪のエレベーター機械室の空調設備は設置から約 30 年が過ぎ、耐用運転時間を超過しており、経年劣化による重故障リスクが高い状況となっている。異音・摩耗・振動、過電流が発生しており、現状のまま放置すると破損し、エレベーター制御基板が高温によりオーバーヒートし、施設入場用のエレベーター及び搬入搬出用貨物エレベーターが運転できず、施設運営及び市民利用に重大な影響を及ぼすことになる。

本案件はエレベーター機械室の空調を正常に運転ができ、安定稼働できるように作業を行うものである。

当該設備は、関西テレビ放送株式会社本社ビルに入居している関係から、空調設備が当該ビルの全館集中管理構造となっている。

そのため、空調設備を整備する際は、連動させる必要がある。関西テレビ放送株式会社が、上記業者と「総合管理請負契約」（設備保守・点検業務を含む）として、保守点検契約を令和８年４月１日から令和９年３月31日まで締結していることから、上記以外の業者が整備作業を行った場合、責任の所在が不明確となるため、上記業者しか本業務に対応する事業者はいない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06－6539－3346）

随意契約理由書

１　案件名称

中央図書館空調設備自動制御機器整備業務委託

２　契約の相手方

ジョンソンコントロールズ(株)

３　随意契約理由

中央図書館の空調設備について、空調設備自動制御設備の保守点検業者である上記業者より、引き続き自動制御運転を正常に行うには、自動制御設備における未更新箇所の部品交換及び機器調整を行う必要があることが指摘された。

中央図書館の空調設備自動制御設備は、上記業者がメーカーとして施工しており、熱源機器と空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っている。

今回の部品交換・機器調整を行うにあたり、中央図書館の自動制御設備に精通し、特定の機種に特化した高度の知識・技術が要求されるため、上記業者しか本業務に対応する事業者がいない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

大阪市教育委員会　中央図書館総務担当（電話番号　06 - 6539-3316）